

年金担保貸付に関するアンケート調査

調 査 報 告 書

令和 3 年 3 月

独立行政法人福祉医療機構

目 次

I 調査の概要	
1 調査の目的	2
2 調査の対象	2
3 調査方法	2
4 調査の時期	2
5 調査回収結果	2
6 調査事項	2
7 その他	2
II 調査結果	
1 回答者の属性	4
2 年金担保貸付制度の利用状況	6
3 家計の状況、利用したい支援内容等	9
4 生活福祉資金貸付制度について	15
III 全体総括	21

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、年金担保貸付について、その申込受付が令和4年3月末に終了することを見据え、現在の利用状況や代替措置に関する意向を把握するため実施したものである。

2 調査の対象

調査時点（令和2年9月時点）において年金担保貸付を借入中であって、令和4年4月以降に完済する者（次回の借入ができない者）10,000名。

3 調査方法

福祉医療機構において、各都道府県で均等になるよう対象者を抽出した上で、調査票を直接郵送し、返信用封筒で福祉医療機構への返送を依頼することにより、回収・集計を行った。

4 調査の時期

令和2年9月にアンケート調査票を送付し、同年11月20日までに回答のあったものについて、集計・分析を行った。

5 調査回収結果

対象者数：10,000名

回答数：4,034名

回答率：40.3%

6 調査事項

調査の主な事項は以下のとおりである。

- ① 回答者の属性
- ② 年金担保貸付の利用状況
- ③ 家計の状況、利用したい支援内容等
- ④ 生活福祉資金貸付制度について

7 その他

各質問項目において、回答が不明なもの等については集計から除外した。

II 調查結果

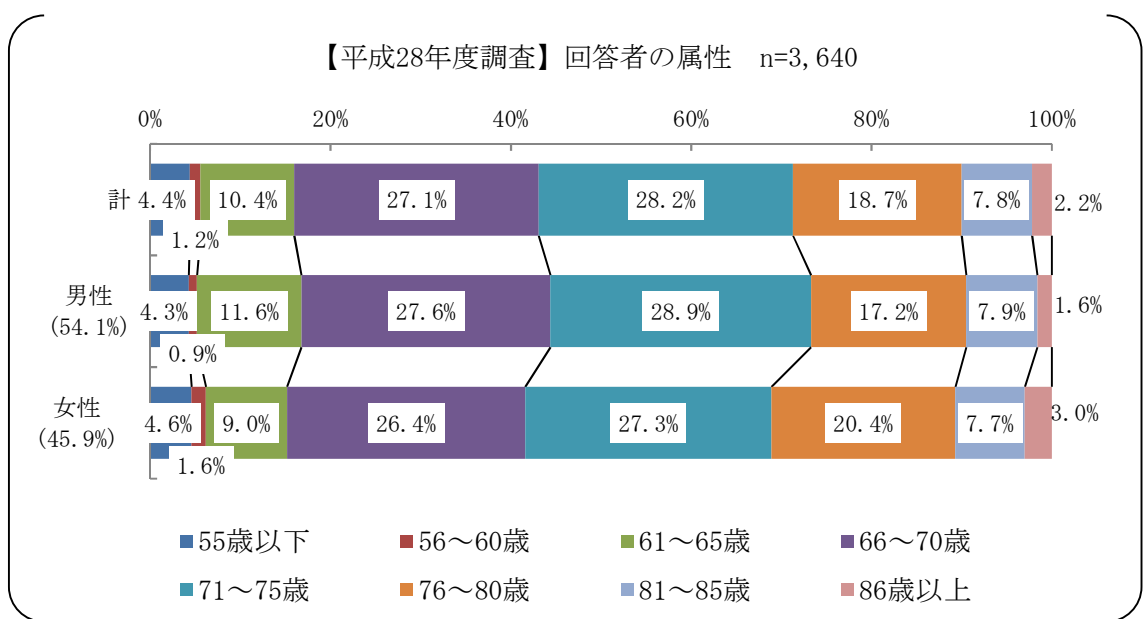
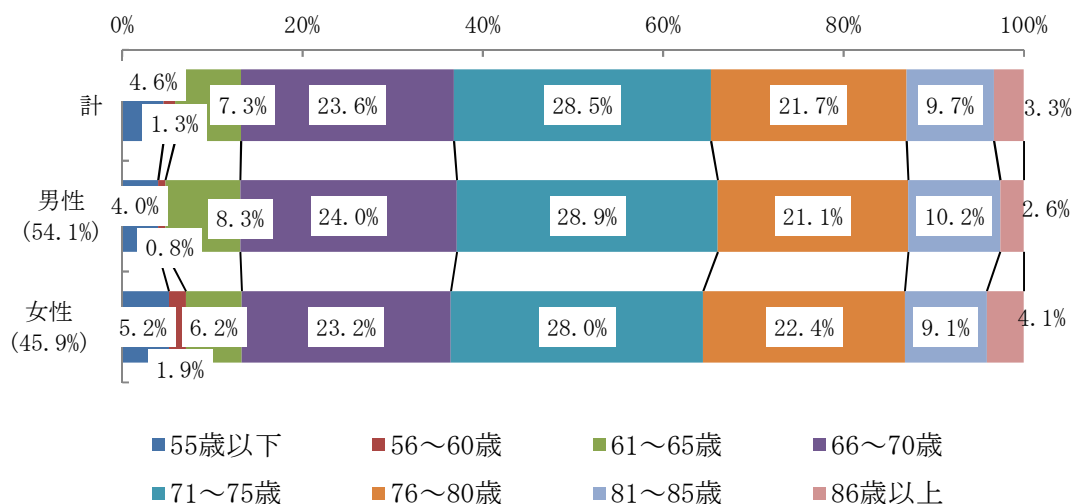
1. 回答者の属性

(1) 回答者の属性

回答者の年齢は全体では、「71歳～75歳」が28.5%で最も多く、次いで「66歳～70歳」が23.6%、「76歳～80歳」が21.7%となっている。また、71歳以上の人でみると全体の63.2%と、平成28年度の調査の56.9%から6.3ポイント増えており、年金担保貸付利用者の年齢が高くなっている。

これを男女別で見ると、今回の調査では71歳以上の男性が62.8%、女性が63.6%となっており、平成28年度の調査の男性55.6%と女性58.4%と比較すると、それぞれ7.2ポイント、5.2ポイント増加している。

図1-1 回答者の属性 n=4,014

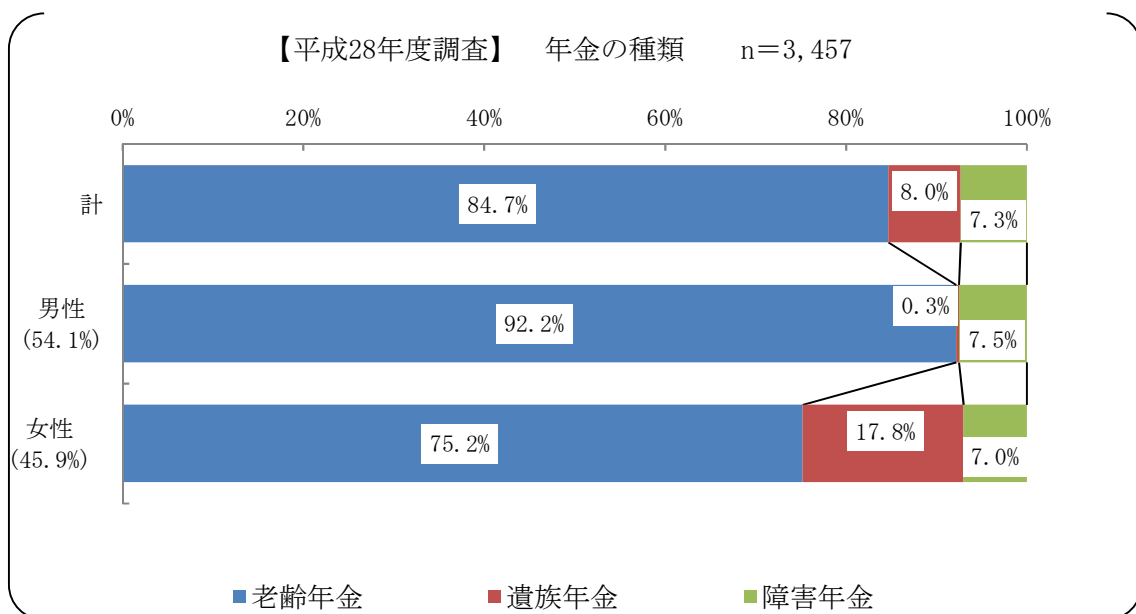
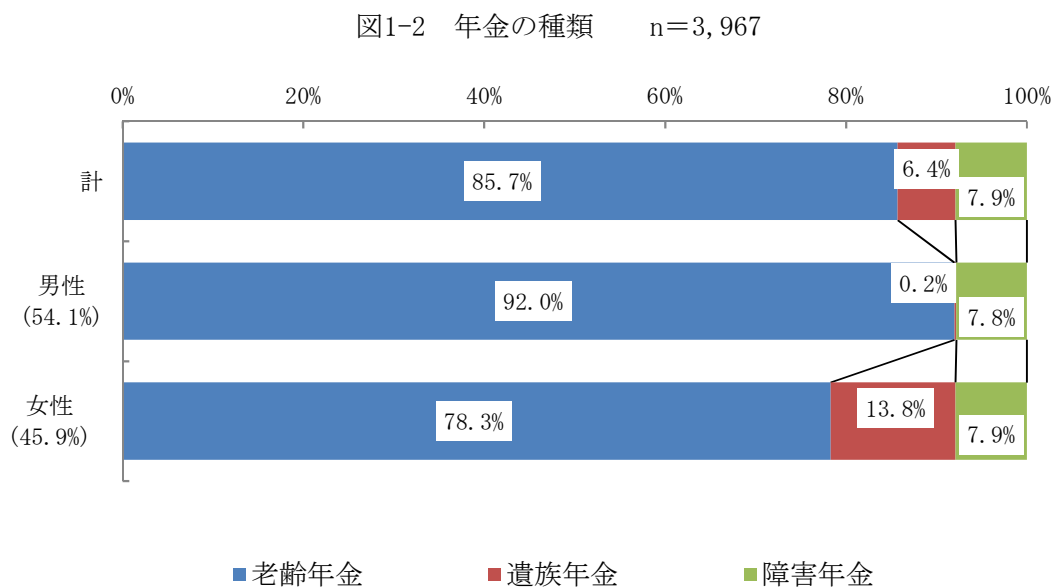


(2) 年金の種類

回答者が受給している年金の種類をみると、全体の85.7%が「老齢年金」であるが、男女別には男性で92.0%、女性で78.3%となっており、女性の方が「老齢年金」を受給している割合が低くなっている。

他方、「遺族年金」を受給している割合は、全体の6.4%であるが、男女別にみれば、男性の0.2%と比較して、女性は13.8%と高くなっている。

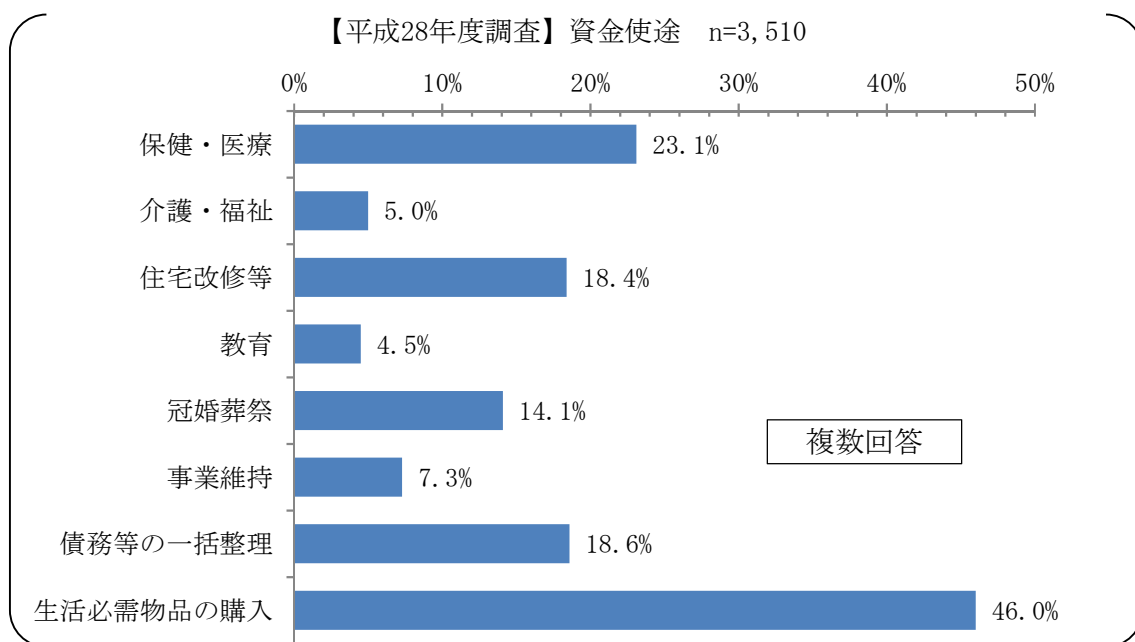
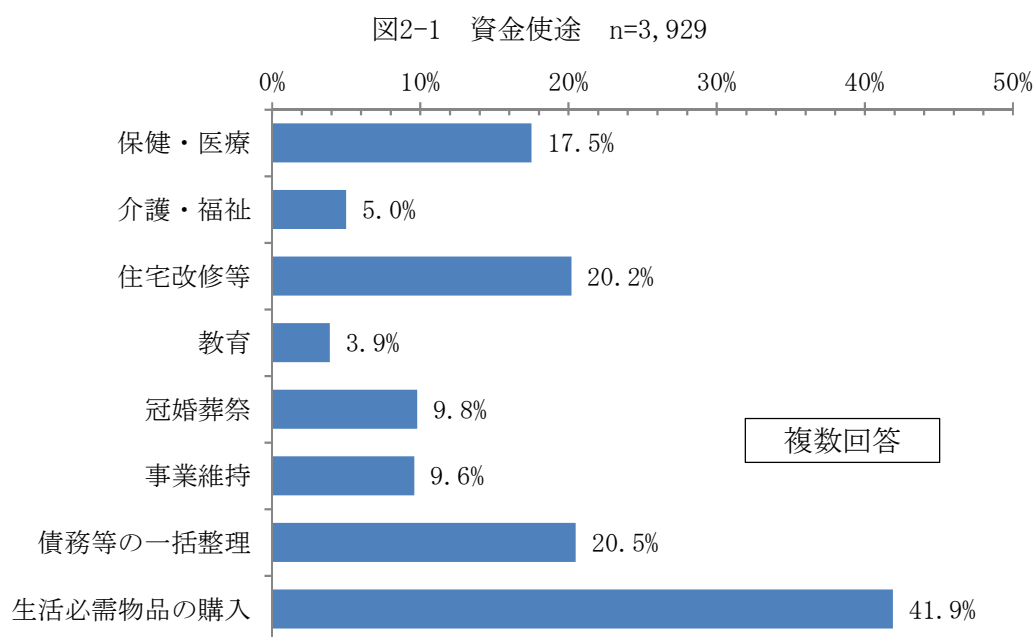
これらは、平成28年度の調査と同様である。



2. 年金担保貸付の利用状況

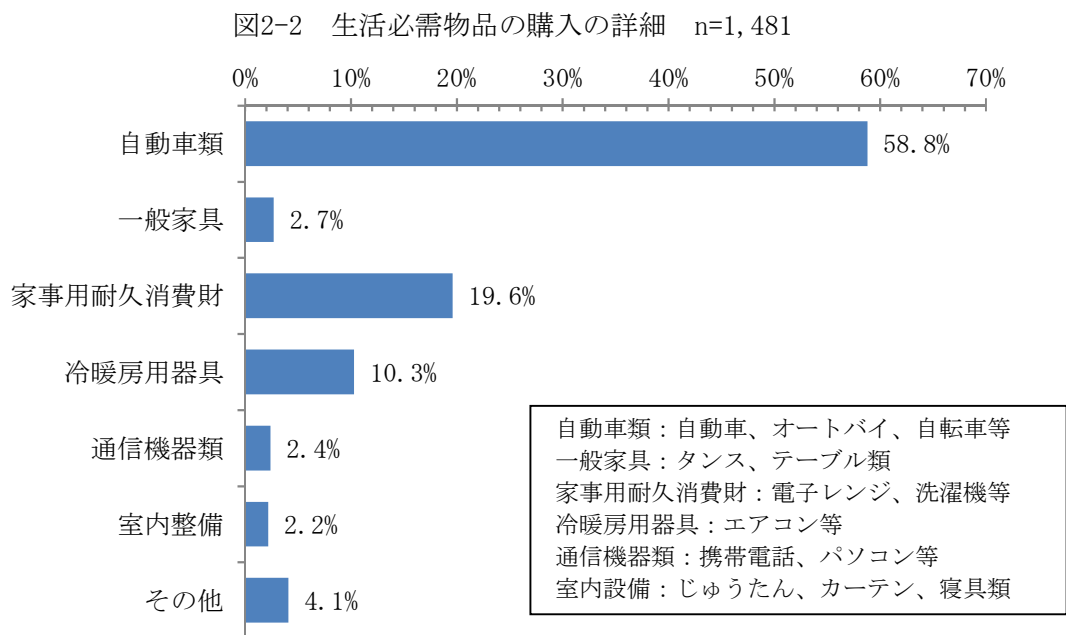
(1) 資金使途

年金担保貸付の資金使途については、「生活必需物品の購入」と回答した者が41.9%と最も多く、次いで「債務等の一括整理」が20.5%、「住宅改修等」が20.2%、「保健・医療」が17.5%となっている。



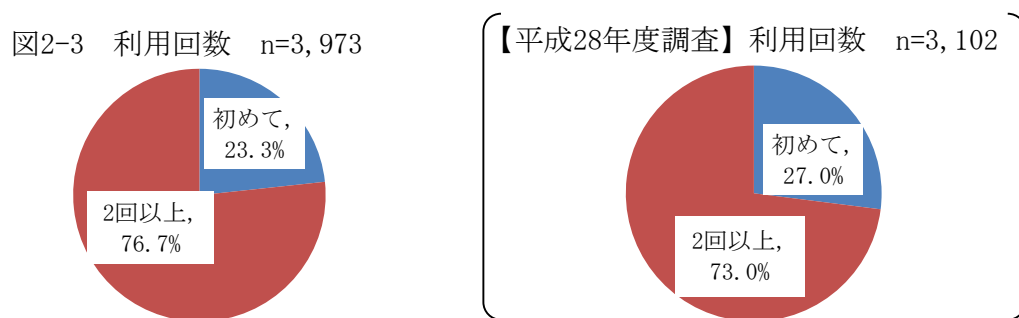
(2) 生活必需物品の購入の詳細

年金担保貸付の資金使途における「生活必需物品の購入」の詳細については、「自動車類」が58.8%と最も多く、以下、「家事用耐久消費財（電子レンジ、洗濯機等）」が19.6%、「冷暖房器具」が10.3%と続いている。



(3) 利用回数

年金担保貸付の利用回数については、現在の返済中の年金担保貸付の借入が「初めて」の者が23.3%、「2回以上」の者が76.7%となっており、現在の借入が2回目以上であると回答した者は、平成28年度の調査よりも3.7ポイント増加している。

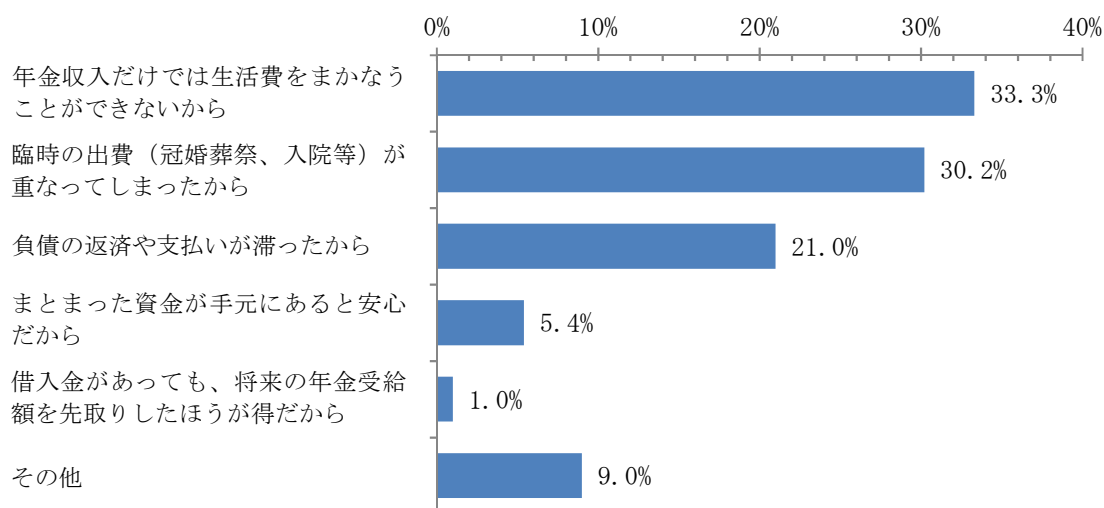


(4) 年金担保貸付の完済後に再度利用した理由

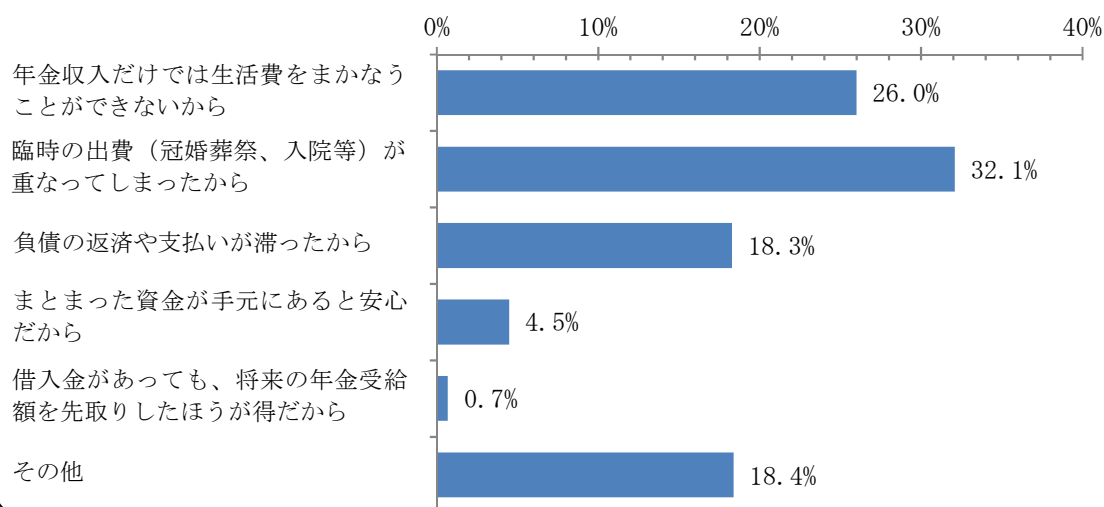
年金担保貸付を完済した後に再度利用した理由については、「年金収入だけでは生活費を賄うことができないから」と回答した者が 33.3%と最も多く、次いで「臨時の出費（冠婚葬祭、入院等）が重なってしまったから」が 30.2%、「負債の返済や支払が滞ったから」が 21.0%となっている。

なお、平成 28 年度の調査では、「臨時の出費（冠婚葬祭、入院等）が重なってしまったから」が最も多く、次いで「年金収入だけでは生活費をまかなうことができないから」であった。

図2-4 完済後、再度年金担保貸付を利用した理由 n=2,357



【平成28年度調査】完済後、再度年金担保貸付を利用した理由 n=2,219

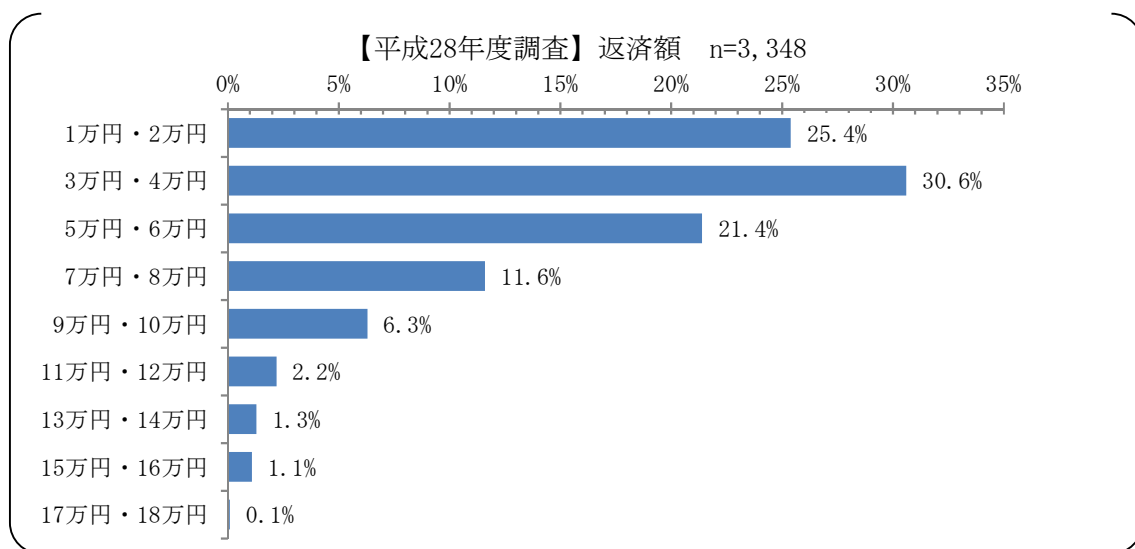
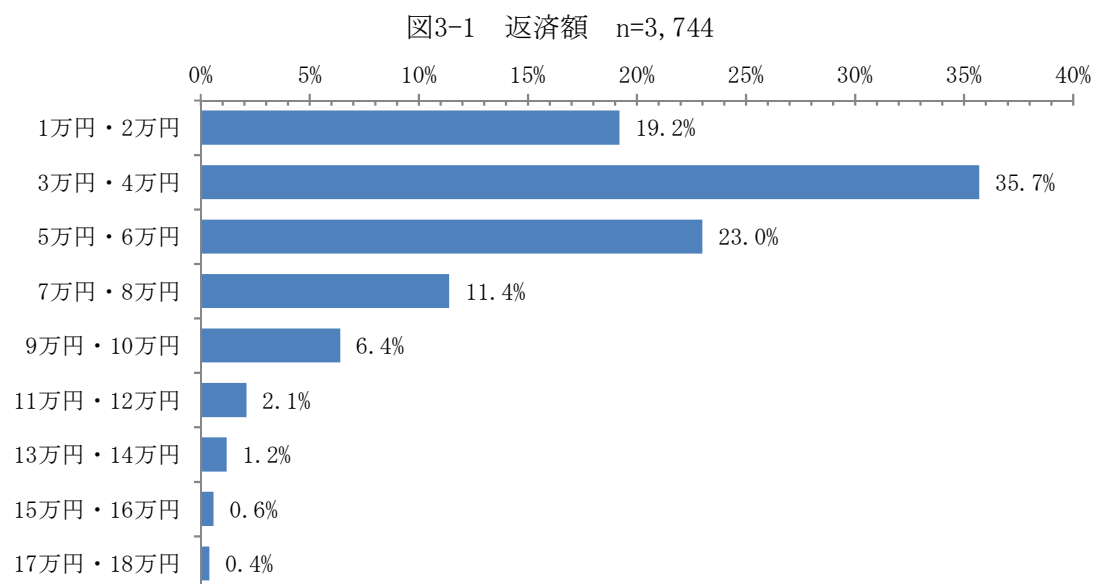


3. 家計の状況、利用したい支援内容等

(1) 返済額（偶数月に返済する2カ月分）

年金担保貸付の返済は、偶数月に支給される年金額から2カ月分の返済額が差し引かれることとなる。毎回の返済額については「3万円・4万円」が35.7%と最も多く、次いで「5万円・6万円」が23.0%、「1万円・2万円」が19.2%となっている。これらの1万円から6万円までの階層を合わせれば77.9%となり、平成28年度の調査の77.4%をやや上回り、高い水準にある。

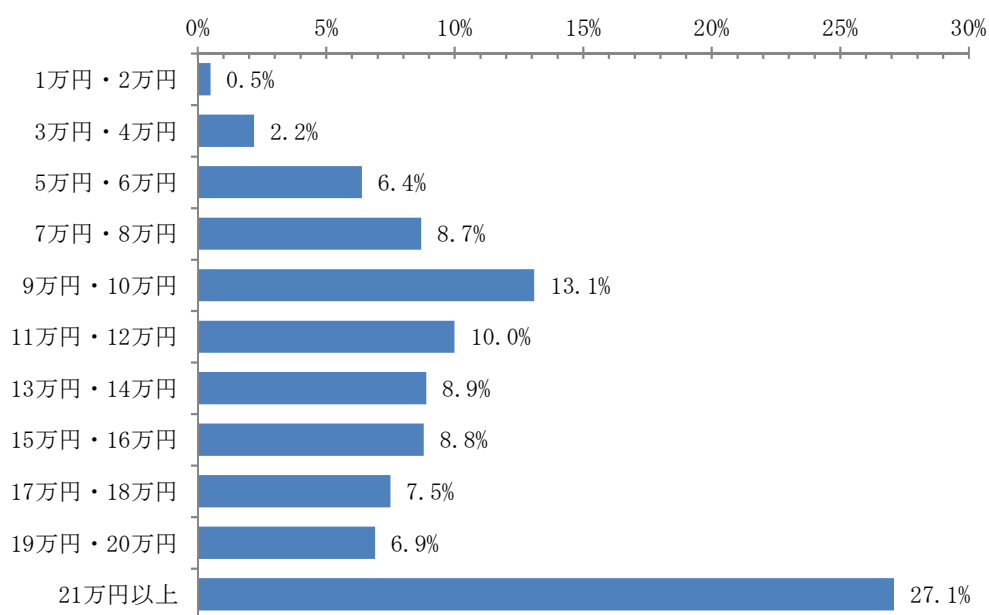
また、平均の返済額をみると、今回の調査では5.4万円となり、平成28年度の調査の5.6万円から低下している。これは、平成23年12月と平成26年12月の2度にわたる制度変更（以下「制度変更という。」）により、返済額の上限を引き下げたこと等によるものと考えられる。



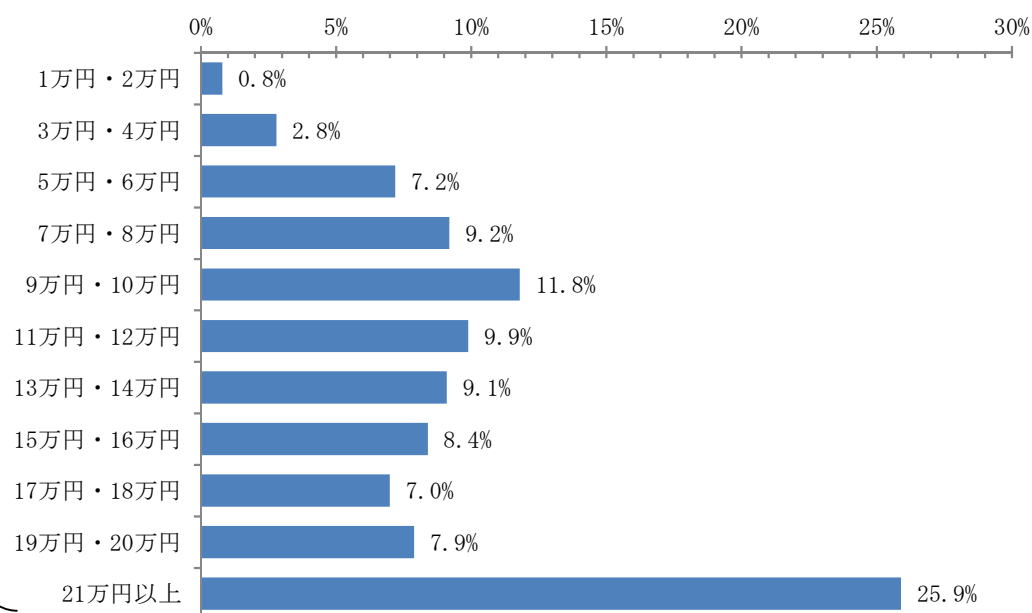
(2) 剰余金額（偶数月に振り込まれる返済後の2カ月分の年金額）

偶数月に支給される年金額から返済額が差し引かれた後の年金支給額（剰余金額）については、「21万円以上」が最も多く、次いで「9万円・10万円」が13.1%、「11万円・12万円」が10.0%となっている。なお、21万円以上の者が27.1%と多くなっているが、これは制度変更により返済額が低下したことが背景にあると考えられる。

図3-2 剰余金額 n=3,803



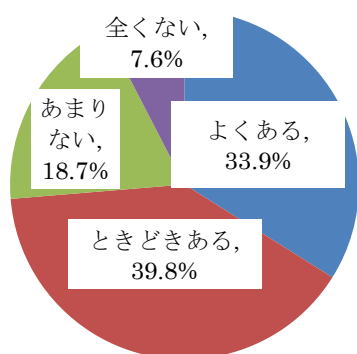
【平成28年度調査】剰余金額 n=3,485



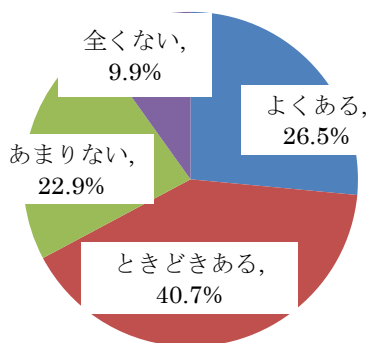
(3) 返済期間中に生活費が不足して困った経験の有無

年金担保貸付の返済期間中に生活費が不足して困った経験の有無については、「よくある」と回答した者が33.9%、「ときどきある」と回答した者が39.8%、「あまりない」と回答した者が18.7%、「全くない」と回答した者が7.6%となっている。

図3-3 返済期間中に生活費が不足して困った経験の有無 n=3,935



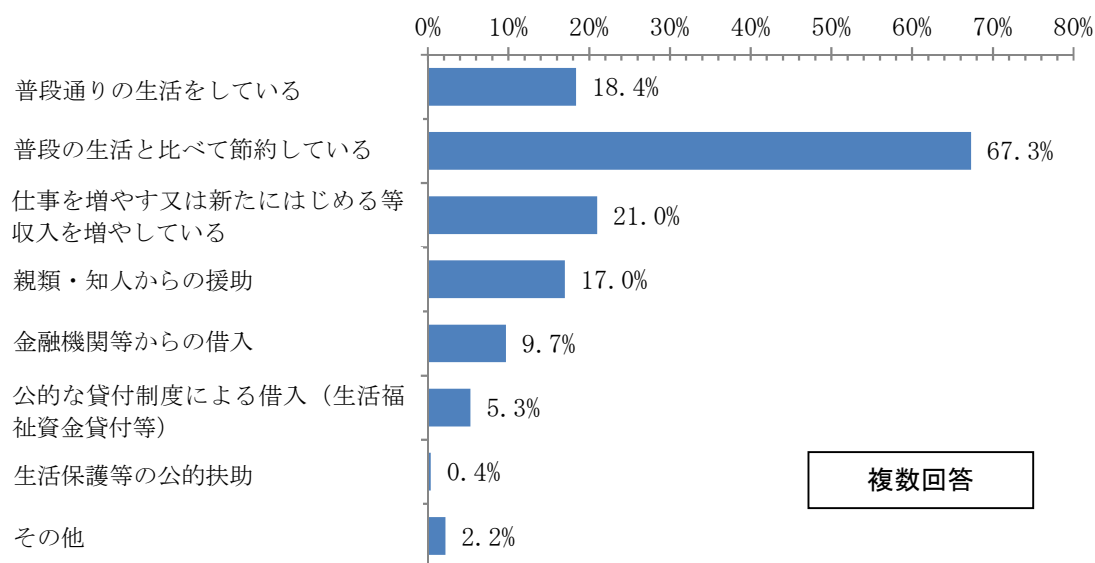
【平成28年度調査】返済期間中に生活費が不足して困った経験の有無 n=3,460



(4) 家計維持のために行っていること

年金担保貸付の返済期間中に家計維持のために行っていることについては、「普段の生活と比べて節約している」と回答した者が67.3%と最も多く、「仕事を増やす又は新たにはじめる等収入を増やしている」が21.0%と続き、「普段通りの生活を送っている」が18.4%となっている。

図3-4 家計維持のために行っていること n=3,928



複数回答

(5) 家計を管理するための相談を受けて必要な支援をしてもらえる公的な事業の利用意向

年金担保貸付の申込受付終了に伴い、今後、家計を管理するための相談を受けて必要な支援をしてもらえる公的な事業があれば、その利用を検討してみたいかという意向については「検討してみたい」が71.7%となっている。これを都道府県別に見ると次頁のとおりであり、全体として当該事業に対する利用意向の高さうかがえる。

図3-5家計を管理するための相談を受けて必要な支援をもらえる公的な事業の利用意向

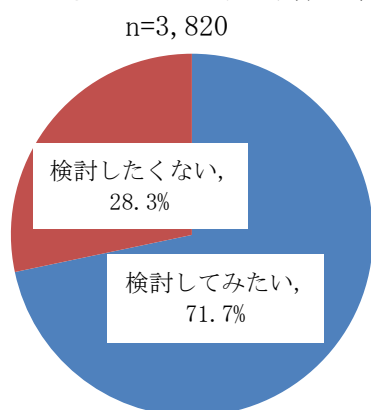
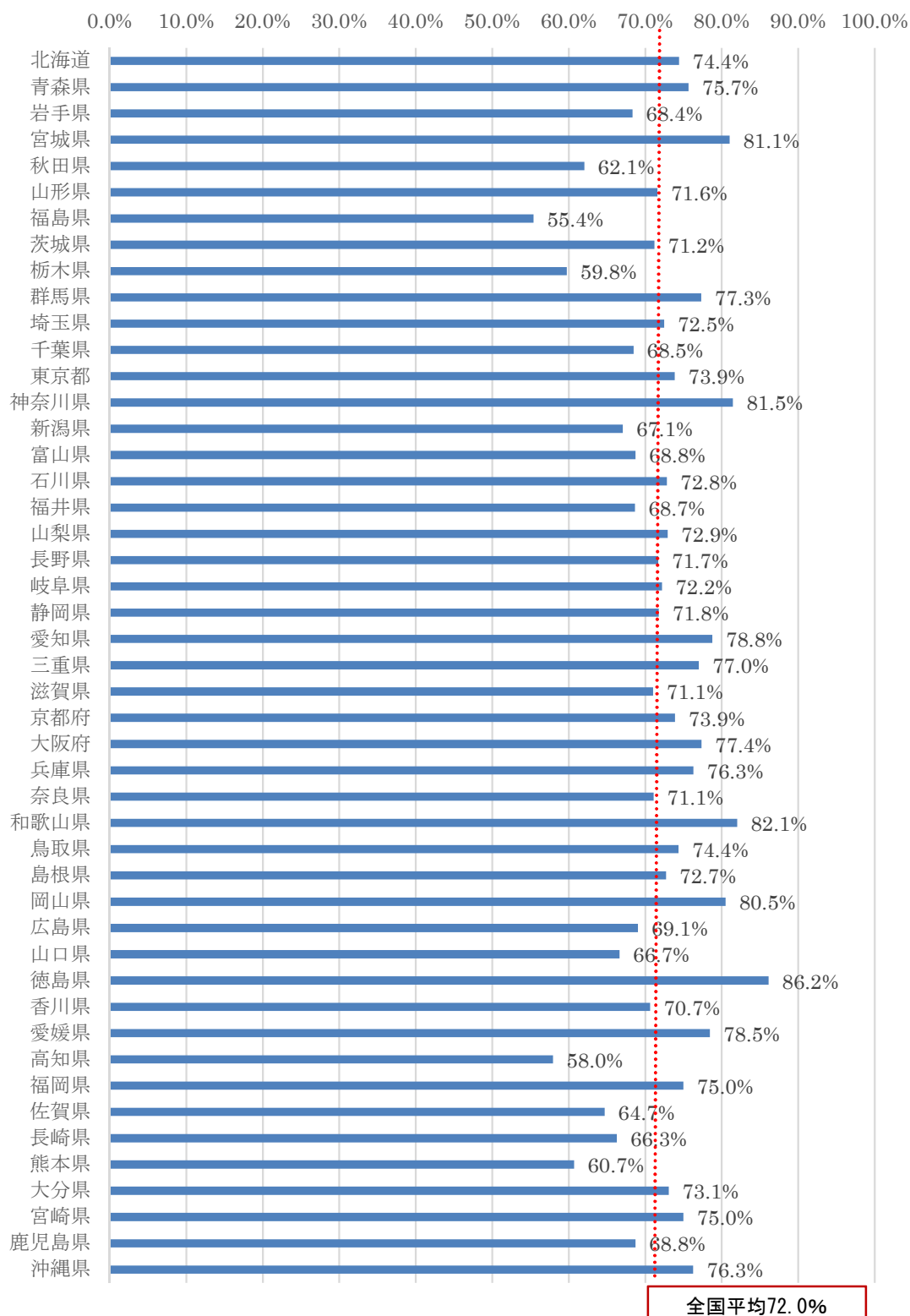


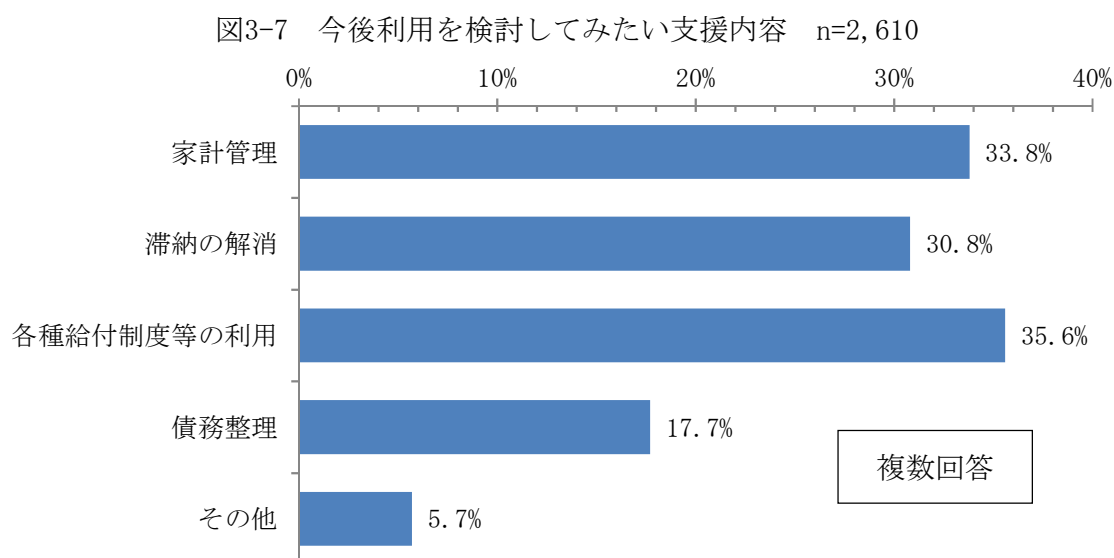
図3-6 都道府県別 家計を管理するための相談を受けて必要な支援をしてもらえる公的な事業の利用意向



※上記の全国平均 72.0%は、居住する都道府県について回答があったものだけを集計しているため、前頁の図3-5の「検討してみたい」の回答割合 71.7%とは合致しない。

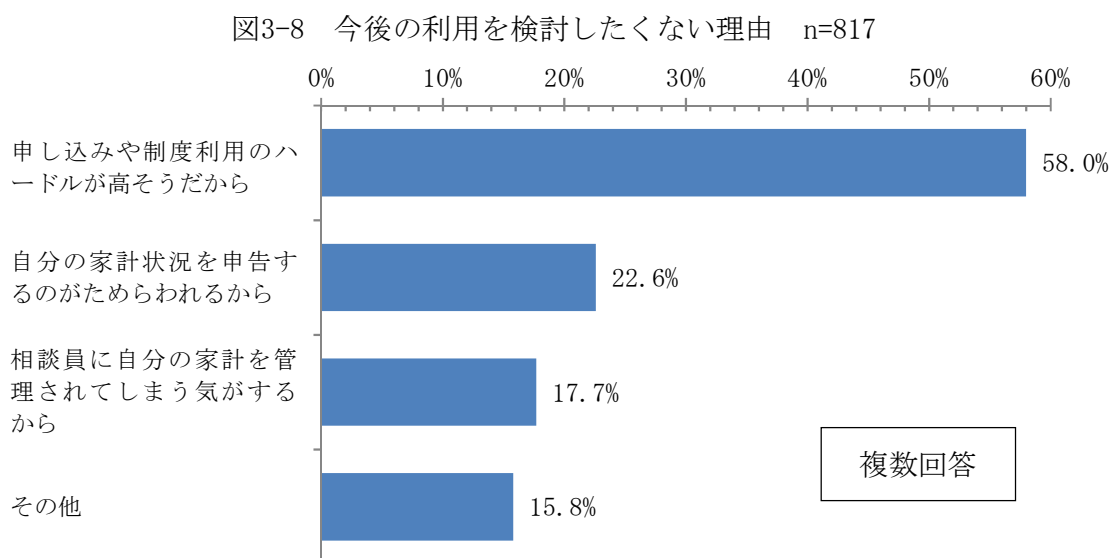
(6) 今後利用を検討してみたい支援内容

年金担保貸付の申込受付終了に伴い、今後家計を管理するための相談を受けて必要な支援をしてもらえる公的な事業があれば、その利用を検討してみたいと回答した者に、今後利用を検討してみたい支援内容を尋ねたところ、「各種給付制度等の利用」が35.6%で最も多く、以下、「家計管理」が33.8%、「滞納の解消」が30.8%となっている。



(7) 支援の利用を検討したくない理由

年金担保貸付の申込受付終了に伴い、今後、家計を管理するための相談を受けて必要な支援をしてもらえる公的な事業があっても、その利用を検討したくないと回答した者に、利用を検討したくない理由を尋ねたところ、「申し込みや制度利用のハードルが高そうだから」が最も多く58.0%となっている。

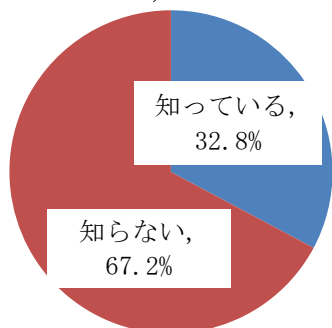


4. 生活福祉資金貸付制度について

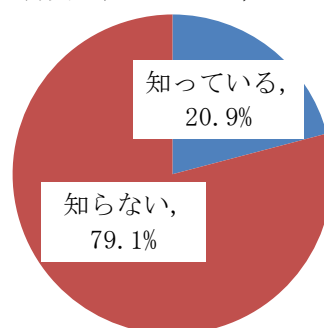
(1) 生活福祉資金貸付制度の認知

各都道府県社会福祉協議会において、低所得者や障害者、又は高齢者に対し、資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする「生活福祉資金貸付制度」があるが、同制度の認知について尋ねたところ、「知らない」と回答した者が 67.2%、「知っている」と回答した者が 32.8%となっており、平成 28 年度の調査と比較すると、「知っている」と回答した者が増加している。

図4-1 生活福祉資金貸付制度の認知
n=3,961



【平成28年度調査】生活福祉資金貸付制度の認知
n=3,578



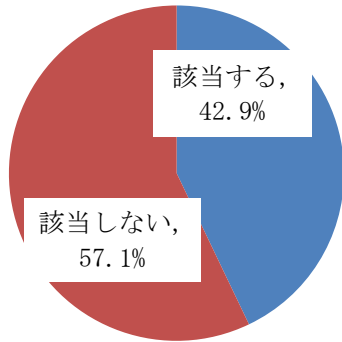
(2) 生活福祉資金貸付制度の対象世帯への該当

生活福祉資金貸付制度は、以下の世帯を対象としているが、これらの世帯のいずれかに該当するかについて尋ねたところ、次頁のとおり「該当する」と回答した者が 42.9%、「該当しない」と回答した者が 57.1%となっている。

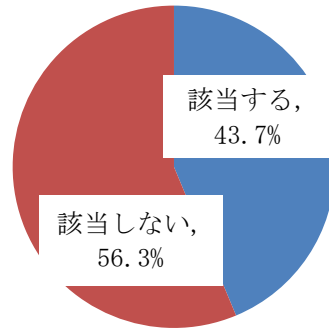
【生活福祉資金貸付の対象となる世帯】

- 市町村民税非課税世帯
- 「障害者手帳」「愛の手帳(療養手帳)」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けた方がいる世帯、または、その他現に障害者総合支援法等によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方がいる世帯
- 日常生活で療養、または介護を必要とする 65 歳以上の方が居る世帯

図4-2 生活福祉資金貸付制度の対象世帯への該当 n=3,740



【平成28年度調査】生活福祉資金貸付制度の対象世帯への該当 n=3,515

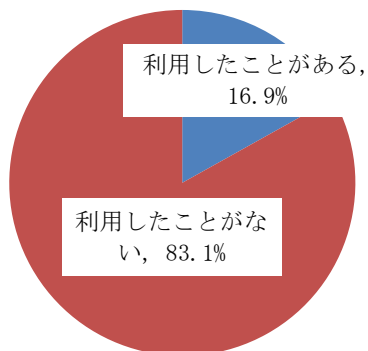


(3) 生活福祉資金貸付制度の利用経験

前頁の4(2)で生活福祉資金貸付制度の対象世帯に「該当する」と回答した42.9%の者に対して、その利用経験について尋ねたところ、「利用したことがある」と回答した者が16.9%、「利用したことがない」と回答した者が83.1%となっている。平成28年度の調査と比較すると、「利用したことがある」と回答した者が増加している。

これを都道府県別にみると次頁のとおりであり、全体として当該制度の利用経験は低い水準であることがうかがえる。

図4-3 生活福祉資金貸付制度の利用経験 n=1,595



【平成28年度調査】生活福祉資金貸付制度の利用経験 n=1,532

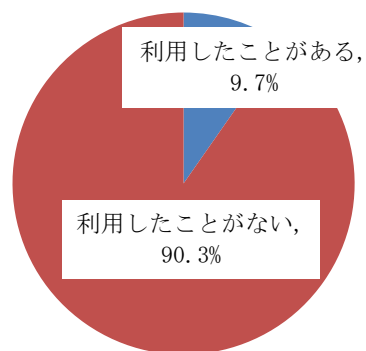
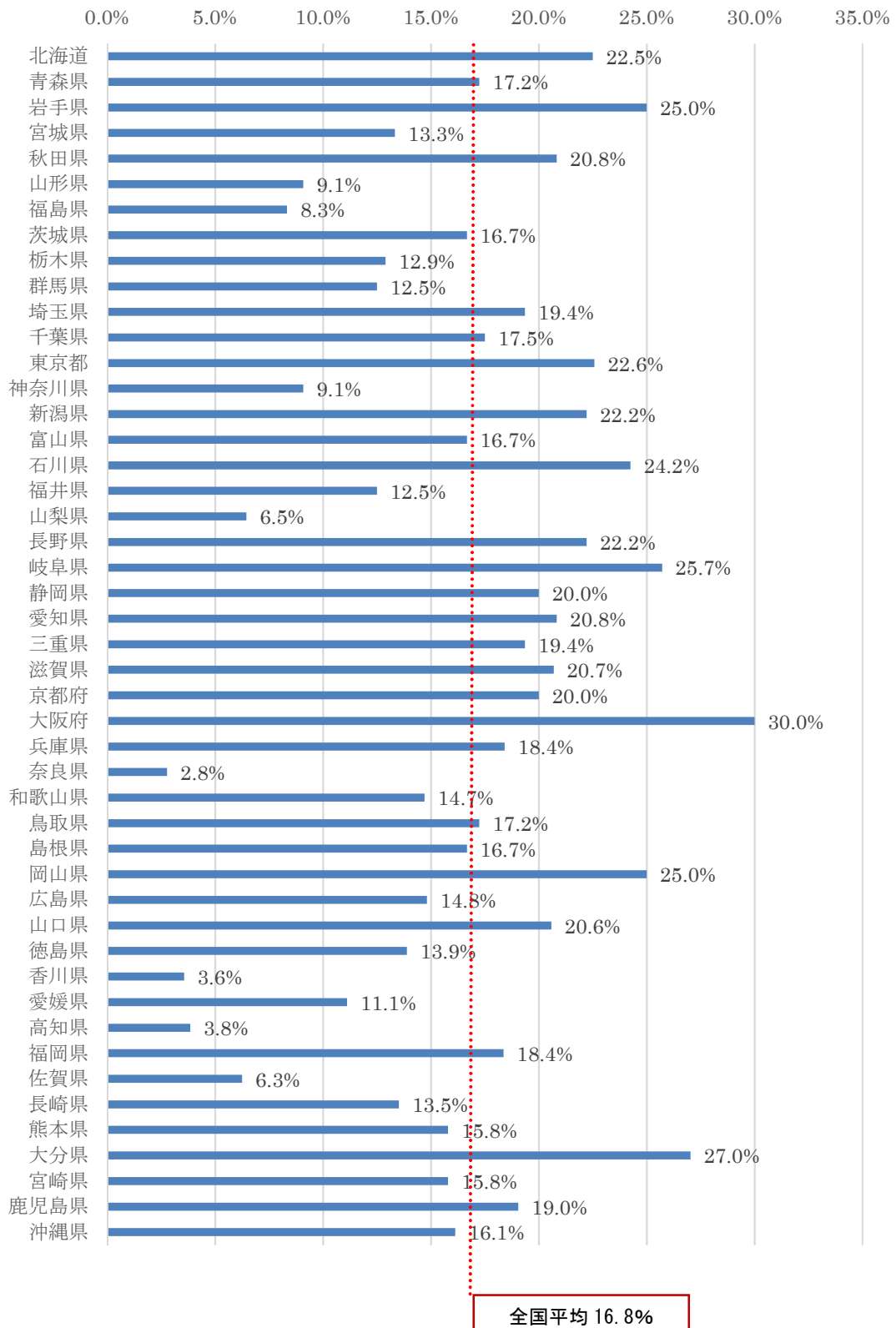


図4-4 都道府県別 生活福祉資金貸付制度の利用経験



※上記の全国平均 16.8%は、居住する都道府県について回答があったものだけを集計しているため、前頁の図 4-3 の「利用したことがある」の回答割合 16.9%とは合致しない。

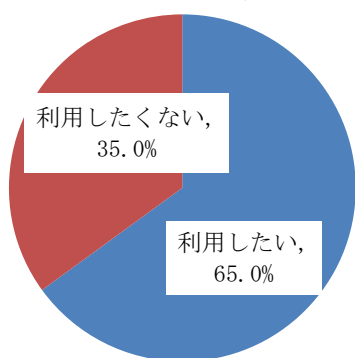
(4) 生活福祉資金貸付制度の利用意向

年金担保貸付の申込受付終了に伴い、対象要件に該当して必要となった場合に生活福祉資金貸付制度を利用したいかを尋ねたところ、「利用したい」と回答した者は 65.0%、「利用したくない」と回答した者は 35.0%となっており、平成 28 年度の調査と比較すると、「利用したい」と回答した者の割合は増加している。

これを都道府県別にみると次頁のとおりであり、生活福祉資金貸付制度の利用経験は低い水準であるが(4(3)参照)、年金担保貸付の申込受付終了に伴い、当該制度に対する利用意向の高まりがうかがえる。

ただし、生活福祉資金貸付制度については、その貸付対象となる世帯や資金用途等に係る要件があるため、「利用したい」と回答した者の全てが利用し得るものではないことに留意が必要である。

図4-5 生活福祉資金貸付制度の利用意向 n=3,812



【平成28年度調査】生活福祉資金貸付制度の利用意向 n=3,369

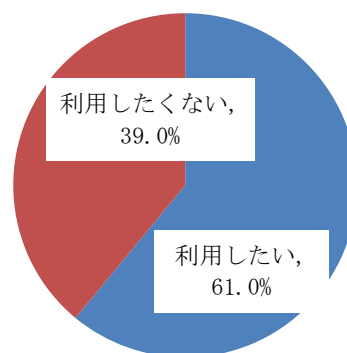
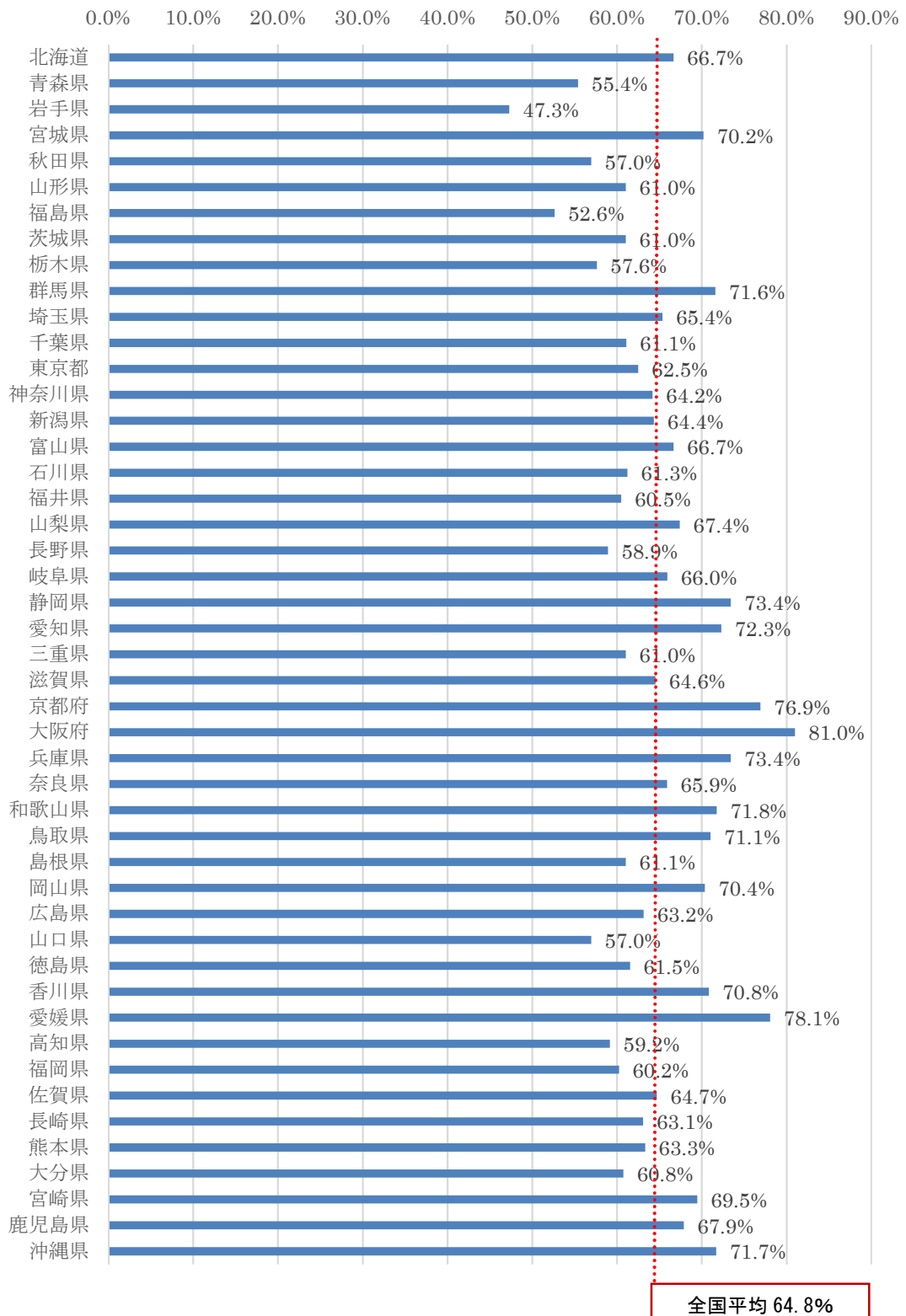


図4-6 都道府県別 生活福祉資金貸付制度の利用意向

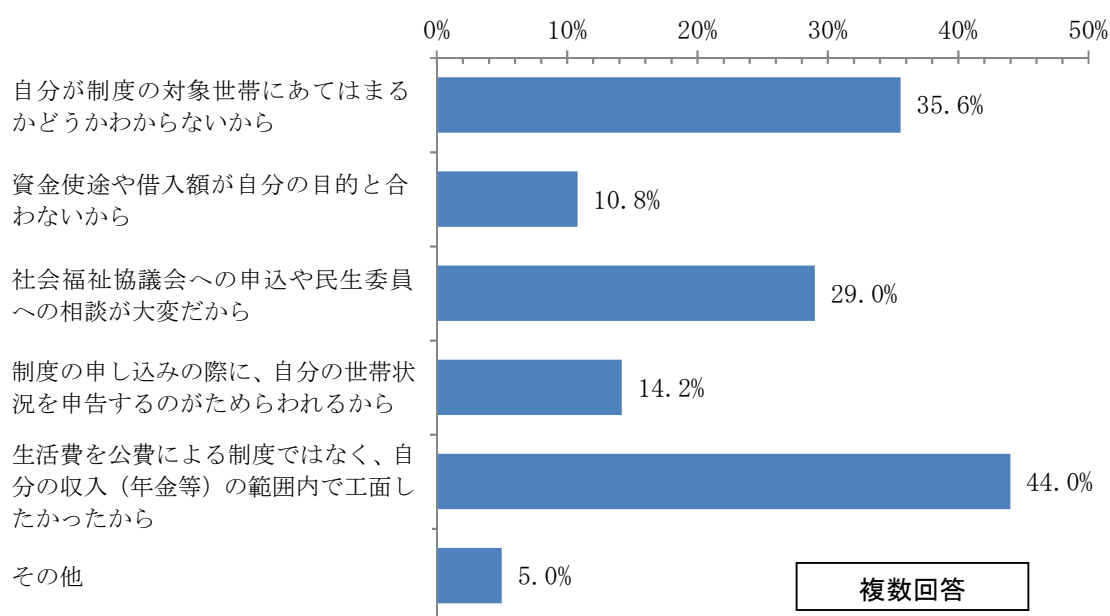


※上記の全国平均 64.8%は、居住する都道府県について回答があったものだけを集計しているため、前頁の図4-4の「利用したい」の回答割合 65.0%とは合致しない。

(5) 生活福祉資金貸付制度を利用したくない理由

4 (4) において、年金担保貸付の申込受付終了に伴い、対象要件に該当して必要となった場合でも生活福祉資金貸付制度を利用したくないと回答した者に、その理由を尋ねたところ、「生活費を公費による制度ではなく、自分の収入（年金等）の範囲内で工面したかったから」が44.0%と最も多く、以下、「自分が制度の対象世帯にあてはまるかどうか分からないから」が35.6%、「社会福祉協議会への申込や民生委員への相談が大変だから」が29.0%となっている。

図4-7 生活福祉資金貸付制度を利用したくない理由 n=1,209



Ⅲ 全体総括

- 令和2年の年金制度の法律改正により、年金担保貸付の申込受付は、令和4年3月末に終了することが決定しました。

このような中、当機構で実施した今回のアンケート調査では、年金担保貸付の現在の利用状況とともに、代替措置に関する意向も調査したところ、4,000人を超える方々から回答を頂戴しました。
- 年金担保貸付の利用状況に係る主な集計結果としては、借入者が一層高齢化していること、現在の借入が2回目以上である方が引き続き7割以上存在すること、再度利用した理由が前回(平成28年度)調査時から大きく変わっていないこと等が把握されました。

以上を踏まえれば、年金受給者の方々の一時的な資金需要が根強く残る一方で、民間金融機関からの借入が難しい状況も続くと考えられるため、万が一にも、悪質な業者による貸付を利用することの無いよう、年金担保貸付の申込受付終了に関する周知広報やニーズに応じた十分な代替措置の確保が必要となります。
- 家計の状況や利用したい支援内容に係る主な集計結果としては、年金担保貸付の申込受付終了に伴い、家計を管理するための相談を受けて必要な支援をしてもらえる公的な事業があればその利用を検討してみたいと回答する方が7割を超えること、都道府県別でみても全体としてその利用意向が高いこと等が把握されました。

代替措置の1つと位置付けられる家計改善支援事業については、厚生労働省において全国的な実施に向けた対応が進められているところですが、引き続き、当該事業をはじめとする相談支援等を身近な地域で利用できる環境の整備が一層重要になると考えられます。
- さらに生活福祉資金貸付制度にかかる主な集計結果として、「制度を知っている」と回答した方の割合は、前回調査時から上昇しましたが、未だ3割程度に留まる状況にあります。

その一方で、年金担保貸付の申込受付終了に伴い、要件に該当して必要があれば当該制度を利用したいと回答した方が7割近くを占めること、都道府県別でみてもその利用意向が高いこと等も把握されました。

生活福祉資金貸付制度は、今回の調査結果では年金担保貸付を利用している方に高い利用意向があることがうかがえ、この寄せられた多くの声は重要な内容であり、経済的自立等のため、資金の貸付と必要な相談支援を併せて行う当該制度について、引き続き周知広報を図ることが必要と考えられます。
- 最後に、これまで年金担保貸付を実施してきた当機構としては、年金担保貸付事業の円滑な終了に向けて、引き続き厚生労働省と連携した取り組みを進めてまいります、今後、ニーズに応じた十分な代替措置が確保されることを強く期待して、報告書全体の総括とします。